

## 令和6年度 役員(理事・監事)の募集について

平素より特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センターの活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当センターも新たに合併して今年で設立6年目を迎えました。団体の健全な運営および持続性ある発展を目的として、役員改選にあたり、下記のとおり、新しい役員候補者の募集を行います。

### 募集人数

- ・理事定数9名(理事会枠含む)
- ・監事定数2名

### 任期

- ・2年間(2024年6月～2026年5月)
- ※再任の可能性あり

### 職務内容

理事会への出席(定例は年4回)

※ 団体の意思決定への参画

団体運営のサポート助言等

その他(団体の定期イベント・活動への可能な範囲での出席等)

※金銭的報酬はございませんが、多様な人との活動を通じた経験は、仕事や生活の様々な場面でプラスに活かされます。

### 応募方法

#### 理事候補者の立候補条件

- ・当団体の正会員であること(会員の条件を満たしていること)  
※現在は正会員でなくても、応募時に正会員に入会していただける方も可
- ・当団体のビジョン、ミッションに賛同し、活動を支えてくれる方。
- ・理事会に出席できること(zoomでの参加を含む)

提出書類 役員候補者 立候補・推薦書

\*様式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

提出方法 Eメール添付提出 ※Emailでの提出が難しい場合は、郵送提出可。

提出期限 2024年5月15日(水) 必着

提出先 特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター 事務局 宛

(Email) harima-3@h-294.com

(郵送) 〒670-0955 姫路市安田3丁目1番地 姫路市総合福祉会館内

## 選出方法

役員選任委員会において、別途に定める役員選任基準に基づき役員候補者を推薦し、理事会において役員候補者を決定します。6月開催の定期総会において役員候補者から役員を選任を行います。

募集人数を超過した場合等、やむを得ず役員候補者として承認されない場合がございます。

## 備考

受領した提出書類および個人情報は、理事候補者の選任のみに利用し、選任された場合は選任後の管理で利用します。当該目的以外で個人情報を利用することはありません。

※ 提出書類は、返却致しかねますので、予めご了承下さい。

## 参考資料 定款・運営細則抜粋

### 定 款

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 9人 (5人) 以上15人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

### 運営細則

(役員を選任)

第2条 定款第13条に規定する理事は、定款第6条第1号に規定する正会員の中から選任するものとし、次の手順で選任する。

(1) 理事長の指名により役員選任委員会(理事2名、事務局)を設置

(2) 役員選任委員会において、役員候補者の立候補、推薦を受け付け

(3) 役員選任委員会において、別途に定める役員選任基準に基づき役員候補者を推薦

(4) 役員選任委員会の報告に基づき、理事会において役員候補者を決定

(5) 総会において役員候補者から役員を選任する

2 業務の円滑な執行の観点から、役員候補者の推薦にあたっては、理事推薦枠を設ける。役員候補者の推薦にあたっては、理事会は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事候補者を推薦することができる。但し、推薦枠の人数は3名以内とする。

3 定款第15条第2項に規定する理事長代理の順序は、理事長の指名により理事会の承認を得る。

4 定款第13条第2項に規定する役職に加え、理事長の指名により、理事長を補佐し、法人の日常業務を統括する役割として業務執行理事を置くことができる。業務執行理事が業務にあたった場合は、その執務時間に応じて、業務執行手当を支給する。